

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

目 次

- P.2
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ
- P.3
公益法人が事業内容を変更する際の留意点について
- P.4
公益認定申請サポート・法人運営相談等について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 公益法人の運営に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公益法人の運営についてご疑問などおありでしたら、いつでもお気軽にご相談ください。

I 社員総会・評議員会・理事会の開催

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

なお、これらの会議は以下の方法によっても開催できますので、ご検討ください。

1. 社員総会

書面・電磁的方法による議決権の行使（一般法人法第51・52条）や議決権の代理行使（同50条）、決議の省略（同58条）

2. 評議員会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。決議の省略（一般法人法第194条）によることも可能です。

3. 理事会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。定款の定めがある場合には決議の省略（一般法人法第96条）によることも可能です。

II 行政庁への書類の提出

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

III 収 支 相 償

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、今年度は収入が支出を上回りかねないとのご懸念についてですが、もとより「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう杓子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しています。

まして、今般の事態のようにやむをえない事由により収入が支出を上回る場合には、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

公益法人が事業内容を変更する際の留意点について

必要な手続

公益法人が事業内容を変更しようとする場合、変更認定申請（公益認定法第11条第1項第2号及び第3号）又は変更届出（同法第13条第1項第2号）のいずれかが必要となりますが、事業内容の変更が、公益認定申請書又は直近の変更認定申請書の記載事項の変更を伴うときは、変更認定申請が必要となります。

ただし、上記申請書の記載事項の変更を伴う場合でも、例えば、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分が変わらず、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がない場合など、当該事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものと取り扱われるため、変更認定申請は必要ではなく、変更届出を行うこととなります。

なお、変更認定申請が必要なのか変更届出で足りるのか、判断に迷った時の参考になるよう、内閣府では「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」を作成していますので、事業内容を変更しようとする際には、ぜひご参照ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/>

事業の開始時期

変更認定処分前に、変更認定申請を要する事業を開始している例が見られますので、認定処分前に当該事業を開始することのないようご注意ください。

各公益法人におかれては、奨学金の給付事業を新たに開始する場合など、変更認定申請を要する事業を特定の時期に開始しなければならないような場合もあるかと思いますが、変更認定申請の審査には一定の期間を要しますので、時間的な余裕をもって変更認定申請を行うようお願いいたします。

公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、こちらへ



<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。3月末から4月上旬にかけて、5月分の予約を受け付けます。

公益informationトップページ⇒「窓口相談」

電話 03-5403-9526
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。
トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook, Twitter, メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局 広報係

電話 03-5403-9555

4 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。